令和2年度9月版

大館市保育料・給食費（副食費）の算定に係る手続きについて

◆保育料は次の①から⑦までにより算定されます。

必要な手続き等がないかご確認ください。④以降は、該当しなくなった場合も手続き等が必要となります。

各事項の変更により保育料等が変更となる場合、変更を届け出た翌月以降に算定されます。

①市町村民税の額（父母合算額）

４～８月分は前年度、９～３月分は当年度の課税額を用います。また、事実婚による配偶者を含みます。

※父と母のそれぞれの収入が年１０３万円以下等のとき、同居の祖父母等の課税額を合算する場合があります。

※課税証明書の提出が必要となる場合があります。その場合は別途ご連絡いたします。

②認定区分（詳細はお問い合わせください。）

教育認定、保育認定標準時間・短時間の区分です。

手続　【認定区分（教育・保育）や時間（標準時間・短時間）を変更する場合】　変更申請書等

③お子さんの年齢

年度当初（４月１日時点）の年齢となります。（保育認定のみ）

④兄姉の有無

兄姉がいる場合、保育料等が軽減される場合があります。詳しくは裏面の表をご覧ください。

※年度が変わり、兄姉の年齢が上がることで軽減がなくなる場合もあります。

手続　【入園児童と兄姉の住所が異なる場合のみ】　子ども課までご相談ください。

⑤ひとり親世帯（軽減世帯）に該当

未婚、離婚、死別の世帯。離婚調停中などの場合は⑦をご覧ください。

手続　【すべてのかた】戸籍謄本の提出（児童扶養手当の申請等で提出済みの場合は不要です。）

【未婚のかた】寡婦（夫）控除みなし適用申出書（保育料等が軽減される場合があります。）

⑥障害等世帯（軽減世帯）に該当

手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書）を所持していて、かつ施設入所していない同居の世帯員がいる世帯。

手続　○個人番号届出書の提出

⑦その他

離婚調停中、配偶者からの暴力等により避難中などの世帯。

手続　○申立書の提出　　○離婚等調停申立書などの写し（詳細はお問い合わせください）

※保護者が「里親」である場合は、子ども課までご連絡ください。

■お問い合わせ先　　子ども課子育て支援係　（電話）0186-43-7053

裏面に保育料・給食費表を掲載しております。

保育料表・給食費表（月額　令和２年度４月～）

◆教育認定（１号・満３歳～５歳児）

階層	定　義		給食費 ※副食費のみ。 保育料は一律0円。	給食費 助成 割合	上乗せ徴収 助成 割合
1	生活保護世帯等		なし（免除）	―	1／2
2	市町村民税 非課税世帯(均等割課税世帯含む)		なし（免除）	―	1／2
3	市町村民税	77,100 円以下	なし（免除）	―	1／2
4	所得割	77,101 円以上 211,200 円以下	あり	1／2	1／4
5	課税額	211,201 円以上	あり	1／4	対象外

◆保育認定（２号・３号）

階層	定　義		保育料(0～2歳児のみ) （カッコ内は保育短時間認定の金額）			給食費(3～5歳児のみ) ※副食費のみ。保育料は一律0円。			上乗せ徴収
			一般世帯	軽減世帯	助成割合	一般世帯	軽減世帯	助成割合	助成割合
1	生活保護世帯等		0	0	―	なし （免除）	なし （免除）	―	1／2
2	市町村民税 非課税世帯		0 (0)	0 (0)	―	なし （免除）	なし （免除）	―	1／2
3	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	14,600 (14,400)	6,700 (6,700)	1／2	なし （免除）	なし （免除）	―	1／2
4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	22,500 (22,100)	6,700 (6,700)	1／4	なし （免除）	なし （免除）	―	1／4
4-2		57,700 円以上 77,101 円未満	22,500 (22,100)	6,700 (6,700)	1／4	あり	なし （免除）	1／2	1／4
4-3		77,101 円以上 97,000 円未満	22,500 (22,100)	22,500 (22,100)	1／4	あり	あり	1／2	1／4
5		97,000 円以上 169,000 円未満	33,300 (32,700)	33,300 (32,700)	1／4	あり	あり	1／2	1／4
6		169,000 円以上 301,000 円未満	45,700 (44,800)	45,700 (44,800)	対象外	あり	あり	1／4	対象外
7		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 (58,800)	60,000 (58,800)	対象外	あり	あり	1／4	対象外
8		397,000 円以上	78,000 (76,400)	78,000 (76,400)	対象外	あり	あり	1／4	対象外

※軽減世帯とは、ひとり親世帯・障害等世帯をいいます。

○給食費は施設により異なります。市立保育園は月額４，５００円です。

○兄姉がいる場合、生計を一にするお子さんの年齢順に、第２子は保育料のみ半額となり、第３子以降は保育料・給食費の両方が０円となります。（表の網掛けの範囲は、「第２子」も０円となります。）

※お子さんの年齢順は、「教育認定」の４階層・５階層は小学校３年生以下のお子さんだけで判断し、「保育認定」の一般世帯の４－２階層から８階層まで、軽減世帯の４－３階層から８階層までは小学校就学前のお子さんだけで判断します。（就学前のお子さんは保育所等に在籍しているお子さんに限ります。）

○助成割合について、「平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる世帯の第2子以降」、「平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降」は助成割合が10／10（全額助成）となります。ただし、「対象外」の階層を除きます（一部例外あり）。※ここでの年齢順は、階層にかかわらず、全てのお子さんについて、判断します。また、ひとり親世帯のかたは、1／4助成が1／2助成となります。